

特認取組（5割低減の取組との組み合わせ）

奈良県では下記の3つの取組が「特認取組」として承認されており、原則5割低減の取組と組み合わせた場合、支援対象となります。

| 取組の内容 | 対象地域 | 対象作物 | 国の支援単価 (円/10アール) |
|---|------|--------|---------------------|
| (1)草生栽培 ※ | 県全域 | 果樹、茶 | 4,000円 |
| (2) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と 組み合わせた交信攪乱剤の導入 | 県全域 | なし、かき | 4,000円 |
| (3) インセクタープラント (バンカープランツ)の導入 | 県全域 | ナス(露地) | 4,000円 |

※「なし」は、化学合成農薬の低減割合割合を3割以上とする特例措置を適用
※「草生栽培」は、平成24年度まで全国共通取組として設定されていた内容と同一です

特認取組の具体的な内容・要件は次のとおりです。

(1) 草生栽培

主作物(果樹、茶)の園地に牧草等を作付けする取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上^(注1)播種されていること
- ② 適正な栽培管理を行った上で、草生栽培の子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元^(注2)していること

(注1) 種苗メーカーのカタログや県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要。

(注2) 自然枯死した全ての地上部を農地に還元することが必要。ただし、県の栽培技術指針等で自然枯死前に農地に還元するよう指導されている場合はこれに即した栽培管理を行えば良いものとする。

(2) 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤の導入

主作物(なし、かき)の作付ほ場に、交信攪乱剤(性フェロモン剤)を導入する取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ①使用する交信攪乱剤の適用表に記載された使用量が遵守されていること
- ②対象害虫発生初期までに交信攪乱剤が導入されていること
- ③概ね3ha以上の農地でまとまって交信攪乱剤が導入されていること
- ④奈良県が定めるIPM実践指標(果樹・次ページ参照)20項目のうち、12項目を実施すること

(3) インセクタリープラント(バンカープランツ)の導入

主作物(ナス)の作付ほ場の外縁に、マリーゴールドを含むインセクタリープラントを作付けする取組であって、以下のすべてを満たすもの

- ①品質の確保されたインセクタリープラントの種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること
- ②原則として、主作物の作付ほ場の外縁より概ね1m以上を確保し、ほ場全体の面積の概ね10%以上の面積に栽植されていること(ただし、栽培指針等に別途栽培基準が定められている場合は、当該基準に従うものとする。)
- ③主作物の定植時期までにインセクタリープラントが播種されており、適正な栽培管理を行っていること

(交付額の算定に係る注意事項)

特認取組については、カバークロープ、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、有機農業への交付後に、国の予算に残余が発生した場合に交付の対象となりますのでご了承ください。

(参考) 支援対象取組の事例(平成25年度交付対象分)

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|
| | | 4月 | 4月 |
| 特認取組 (1)草生栽培 (5割低減の取組との組み合わせ) | | | |
| (2)交信攪乱剤の導入 (5割低減の取組との組み合わせ) | | | |
| (3)インセクタリープラントの導入 (5割低減の取組との組み合わせ) | | | |

※上記作物は例示であって、これらに限定されるわけではありません。

(参考) 特認取組「(2)総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤の導入」

奈良県 果樹のIPM実践指標モデル

| No | 管理項目 | 管理ポイント | 取組 チェック |
|----|------------------|--|------------|
| 1 | せん定 | 樹冠内部の風通し・日当たりを良くするとともに、薬液散布における付着の死角をなくす。 | |
| 2 | | せん定くずは、園外に出す。 | |
| 3 | 病害伝染源の除去 | 病害の発生した部位(枝、葉、果実、花弁など)は、除去して園外に出す。 | |
| 4 | 収穫、貯蔵時の取り扱い | 収穫、調整時及び保管庫内では、果実を丁寧かつ適正に扱う。 | |
| 5 | 除草 | (越冬)害虫を減らすため、あぜ、農道、休耕田の除草を行う。 | |
| 6 | | 除草剤の使用量を減らすため、刈払機や乗用モアなどで除草する。 | |
| 7 | | 敷きわら、敷きくさ、マルチフィルムなどを用いる。 | |
| 8 | 病害虫発生予察情報の確認 | 病害虫防除所が発表する発生予察情報を確認する。 | |
| 9 | 要防除水準 | 要防除水準を利用する。防除が必要と判断された場合には、確実に防除を行う。 | |
| 10 | 生育状況・病害虫の発生状況の把握 | 定期的に園内を見回り、病害虫の発生状況を観察する。 | |
| 11 | | 最適防除時期を逃さないように、萌芽・開花などの状況を把握する。 | |
| 12 | 光利用技術 | 黄色灯を利用して、ヤガ類、カメムシ類などの飛来を抑制する。 | |
| 13 | 農薬安全使用 | 農薬ラベルに書かれている使用基準を守る。 | |
| 14 | | 風向きや強さに注意し、周辺に農薬を飛散させないようにする。 | |
| 15 | | 状況により、周辺農作物にも適用のある農薬を選ぶ。 | |
| 16 | | 例年の病害虫・雑草の発生状況や、病害虫発生予察情報を考慮して薬剤を選ぶ。 | |
| 17 | | 防除体系に生物農薬を組み入れる。 | |
| 18 | 作業日誌 | 作業内容や病害虫・雑草の発生状況のほか、農薬を使用した場合は、その名称、希釈倍数や使用量などを記録する。 | |
| 19 | | 作業日誌は、概ね3年間保管し、次作の参考にする。 | |
| 20 | 研修会等への参加 | 県や農協などが開催する栽培講習会、IPMや農薬安全使用に関する講習会などに、年に1回は参加する。 | |

平成 年度の実施状況について報告します。

平成 年 月 日

氏名